

**本宮市議会業務継続計画
【議会BCP】**

令和2年6月策定

本宮市議会

目 次

1	業務継続計画の目的	1
2	議会BCPの発動基準	1
3	災害発生時の議員の活動原則	2
4	災害発生時の議会の対応原則	2
5	本部について	2
(1)	本部の設置基準	2
(2)	本部の構成	3
(3)	本部の所掌事務	3
(4)	本部を通じた議員の市対策本部等への情報伝達	3
(5)	その他	3
6	各組織等の関係図	4
7	災害発生時の議会の初動対応	5
(1)	議 員	5
(2)	議会事務局職員	5
8	災害時の議会運営について	6
(1)	開会中(会議開催中)に発生した場合	6
(2)	会期中の会議休会時または閉会中に発生した場合	8
9	その他の各種対応について	9

1 業務継続計画の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害を契機として、議会における業務継続計画を策定する地方自治体が増えつつある。本市においては、昭和61年の8・5水害や平成10年8月の水害、そして、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風など、これまで多くの水害を経験し、その度に対策を講じてきた。また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が発症し、あらゆる災害への対策の重要性が一層高まったことから、議会として、また議員としての災害時における行動指針の必要性が感じられたところである。

このことから、市内に大規模災害が発生したときには、議会と本宮市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が連携し、災害対策活動を支援するとともに、議会が、大規模災害などの非常時においても議事、議決機関として迅速な意思決定を行うため、議員の行動基準などを定めた、「本宮市議会業務継続計画」（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。

本宮市地域防災計画の「災害対策本部設置基準」に基づき、市対策本部が設置される災害基準を概ね準用する。

災害種別	発動基準
地震	1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 震度5弱以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し又は発生する恐れがあるとき。
風水害 ・ 火山災害	1 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報及び土砂災害警戒情報が発表され、大規模な災害が発生し又は発生する恐れがあるとき。 2 主要河川について、避難判断水位を超え、氾濫危険水位に達する恐れがあるとき。 3 噴火の警報が発表されたとき。
火災	1 大規模な火災などの大規模な事故、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
その他	1 市内に災害救助法が適用されたとき。 2 原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、ミサイル攻撃、大規模なテロ行為などにより、大きな被害が発生し又は発生する恐れがあるとき。 3 その他災害により、大規模な被害が予想される時。

3 災害発生時の議員の活動原則

- (1) 議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その成員としての役割を担うことが基本となる。
一方で、議員は、議会機能を維持するという基本的な役割を十分に認識しつつ、災害発生時には、地域の一員として、地域の救援・救護活動などに従事する役割も担う。
- (2) 災害発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、執行機関への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「本宮市議会災害対策本部」（以下「本部」という。）を通じて市対策本部等に伝達する。
- (3) 本部を設置しない程度の災害であっても、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行い、執行機関への要請などは、議会事務局を通じて執行機関へ伝達し、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮するものとする。

4 災害発生時の議会の対応原則

- (1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、執行機関と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- (2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、執行機関との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「本部」を設置する。本部が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、本部活動に従事する。
- (3) 議会 BCP が対象とする期間は、対象災害発生から概ね 1 か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。
また、通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

5 本部について

- (1) 本部の設置基準
議長は、市対策本部の設置に対応して、本部を設置する。
ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員長と本部の

設置について協議する。

(2) 本部の構成

- ・本部は、議長、副議長、議会運営委員長、及び各常任委員長をもって構成する。
- ・本部は、議長を本部長に、副議長を副本部長とする。
- ・本部は、本部長が招集する。
- ・本部長は、本部を代表し、その事務を統括する。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ・本部長、副本部長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。
 1. 議会運営委員長
 2. 総務文教常任委員長
 3. 生活福祉常任委員長
 4. 産業建設常任委員長

(3) 本部の所掌事務

- ・議員が把握した被災情報等の集約及び市対策本部等への提供
- ・市対策本部等から入手した情報の議員への伝達
- ・市対策本部等からの依頼事項への対応
- ・市対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
- ・国、県その他の関係機関に対する要望活動の調整
- ・関係自治体議会との連携・協力
- ・本会議、委員会等の開催準備の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議
- ・その他、本部長が災害対応に必要と認める事項

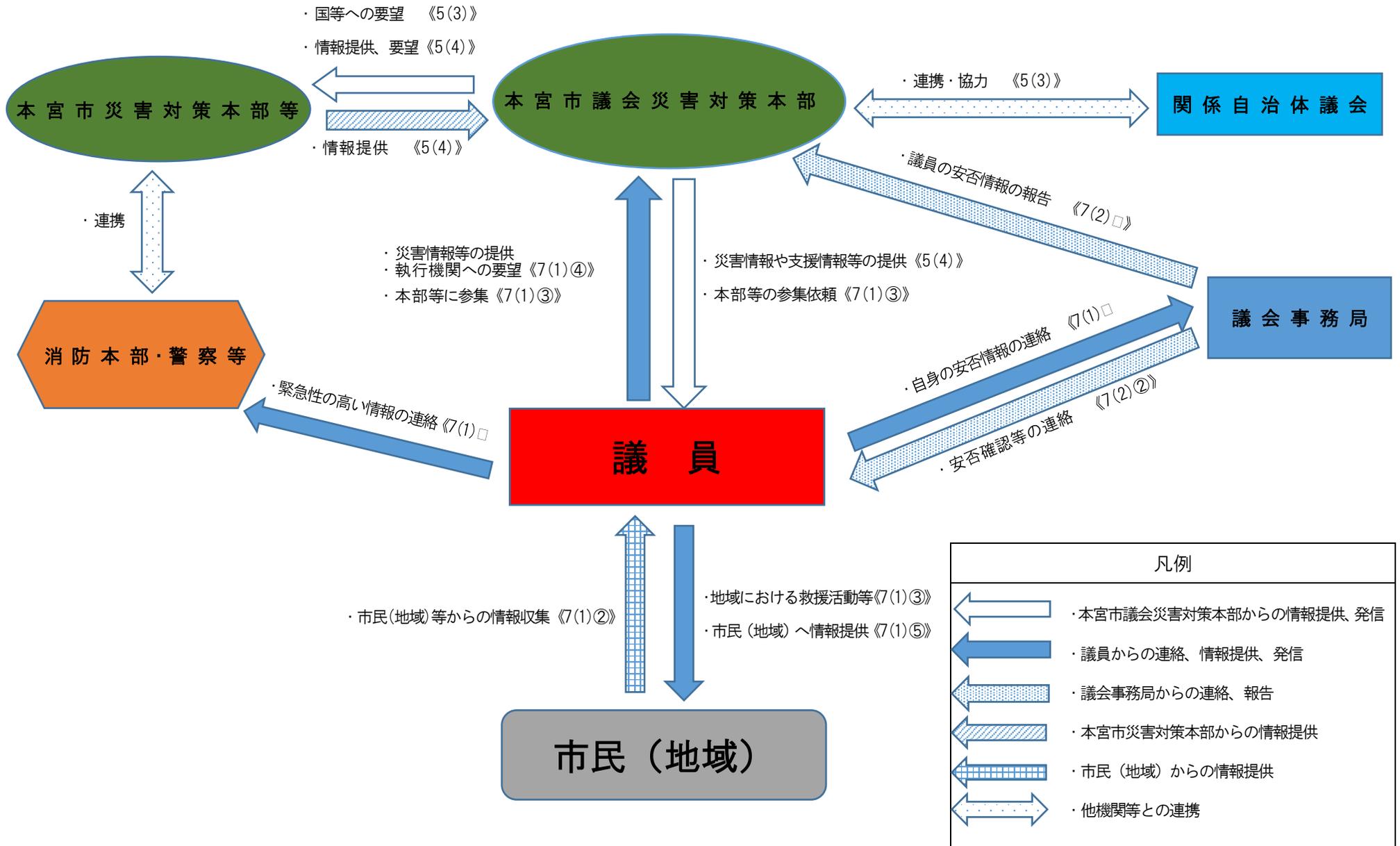
(4) 本部を通じた議員の市対策本部等への情報伝達

- ・市対策本部等から収集した情報は、本部を通じて議員に伝達する。必要に応じて、執行機関の報告を求める。
- ・議員が収集した地域の災害情報や執行機関への要望については、本部において内容を精査し、市対策本部等に提供する。

(5) その他

上記のほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部で協議して決定する。
また、会議の内容を記録する。

6 各組織等の関係図



7 災害発生時の議会の初動対応

(1) 議員

- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
- ② 議員本人の被災状況確認、今後の連絡等のため、本人の被災状況、連絡方法・連絡先等をメール・FAX, SNS等可能な方法により議会事務局へ連絡する。
また、自ら積極的に災害にかかる情報収集を行う。
- ③ 市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、本部からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。
参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。
- ④ 必要に応じて、地域の被災情報をメール・FAX, SNS等可能な方法により議会事務局を通じて本部に提供する。
ただし、救命・救助に係る情報は消防本部に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ連絡する。
また、執行機関への要望についても、本部を通じて行う。
- ⑤ 本部から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する。

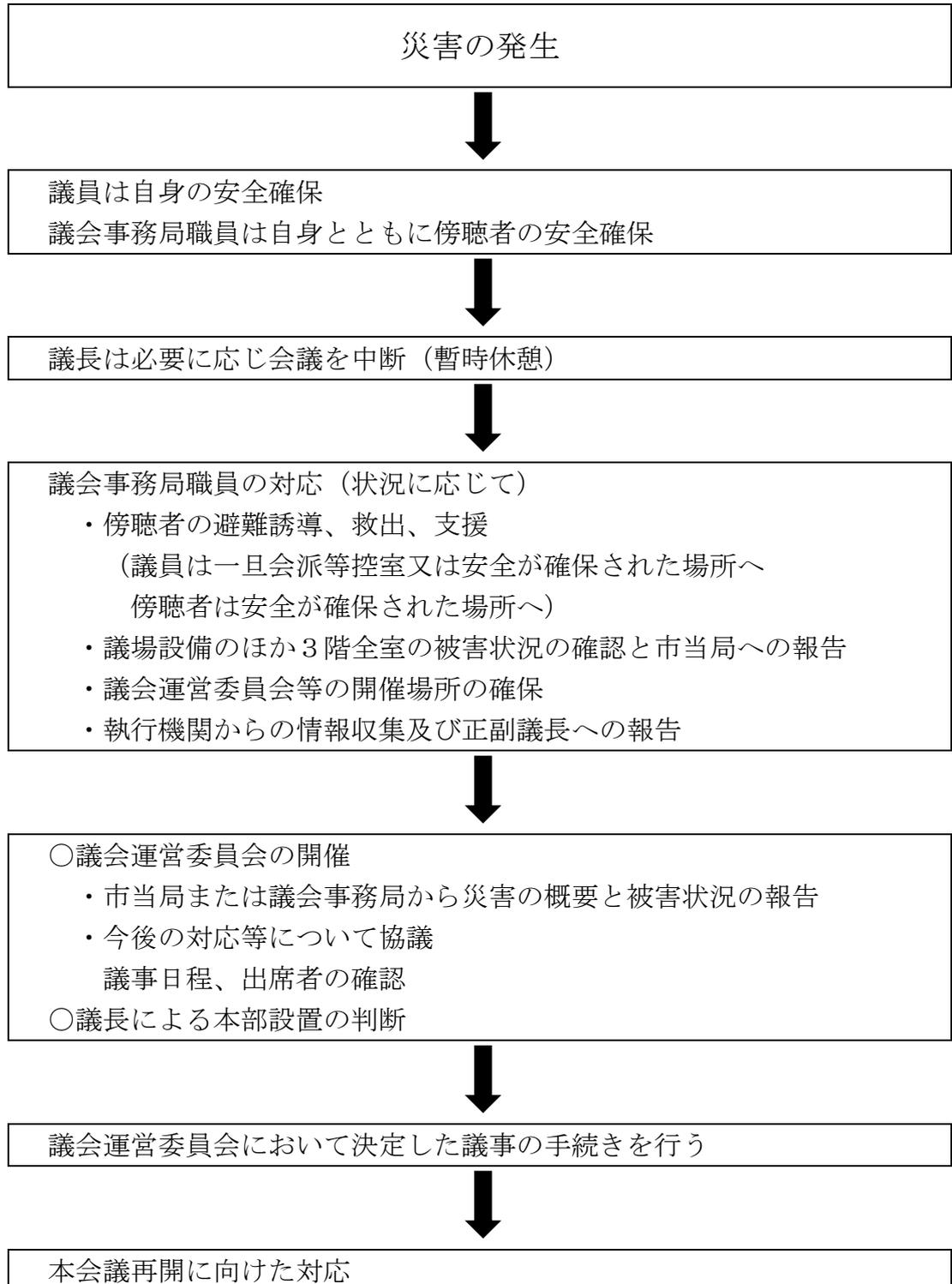
(2) 議会事務局職員

- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
- ② 議会事務局職員は参集次第、以下の活動を行う。
 - ・状況に応じて、議員に災害発生を連絡
 - ・議員、職員の安否確認
 - ・議長と副議長については安否を確認し、登庁を依頼
 - ・3階全室の被害状況確認、音響設備等機器の点検
 - ・議員、職員の安否情報の議長への報告
 - ・本部設置について議長と調整（設置した際は市長へ報告）
 - ・議会関係フロアの復旧と本部等の会議開催場所の確保
 - ・本部会議等の開催にかかる所属議員への連絡
 - ・市対策本部等、又は議員から入手した情報を本部長に報告し、その後の対応について協議
 - ・報道対応
 - ・その他、災害対応に必要と認める活動

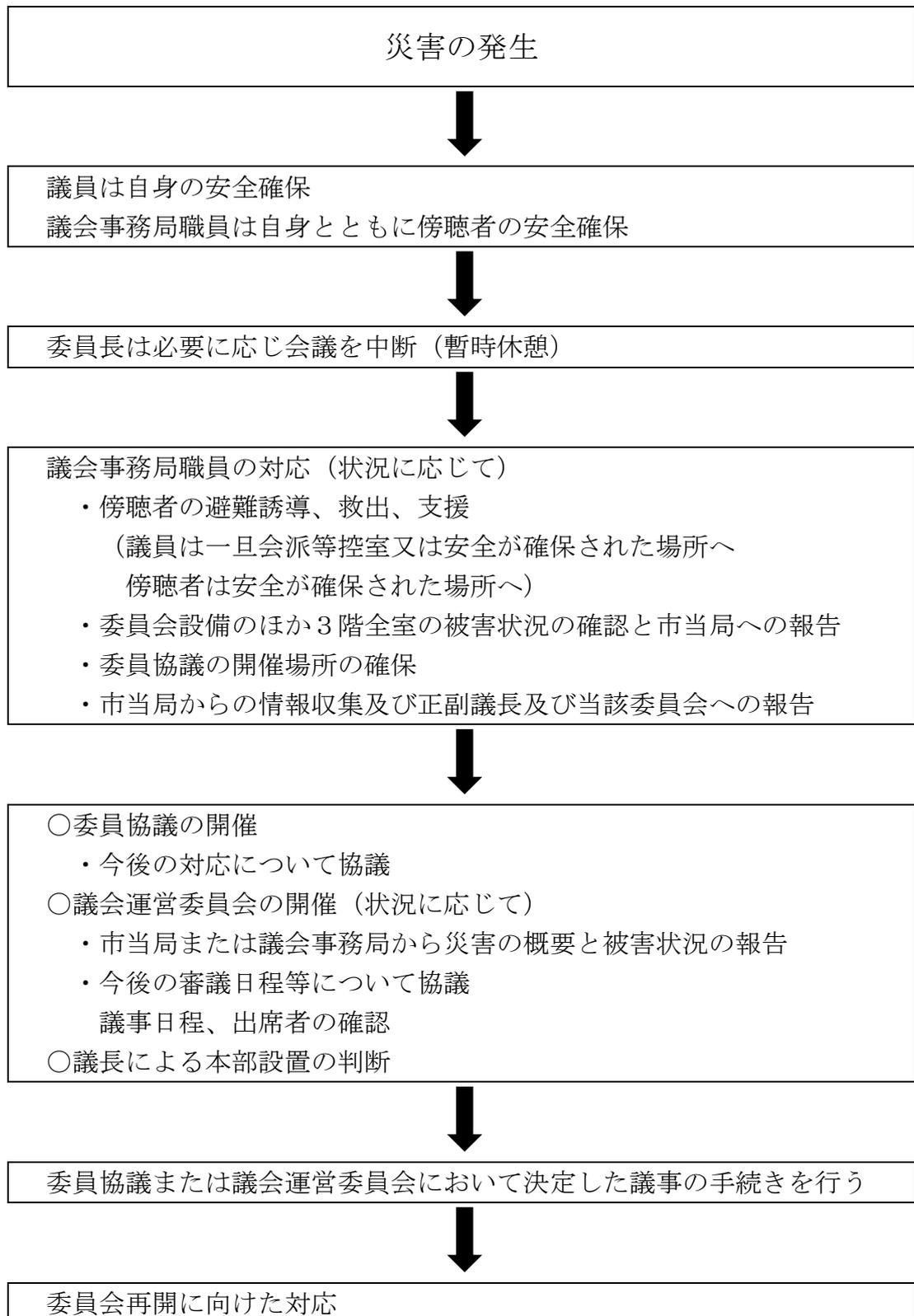
8 災害時の議会運営について

(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合

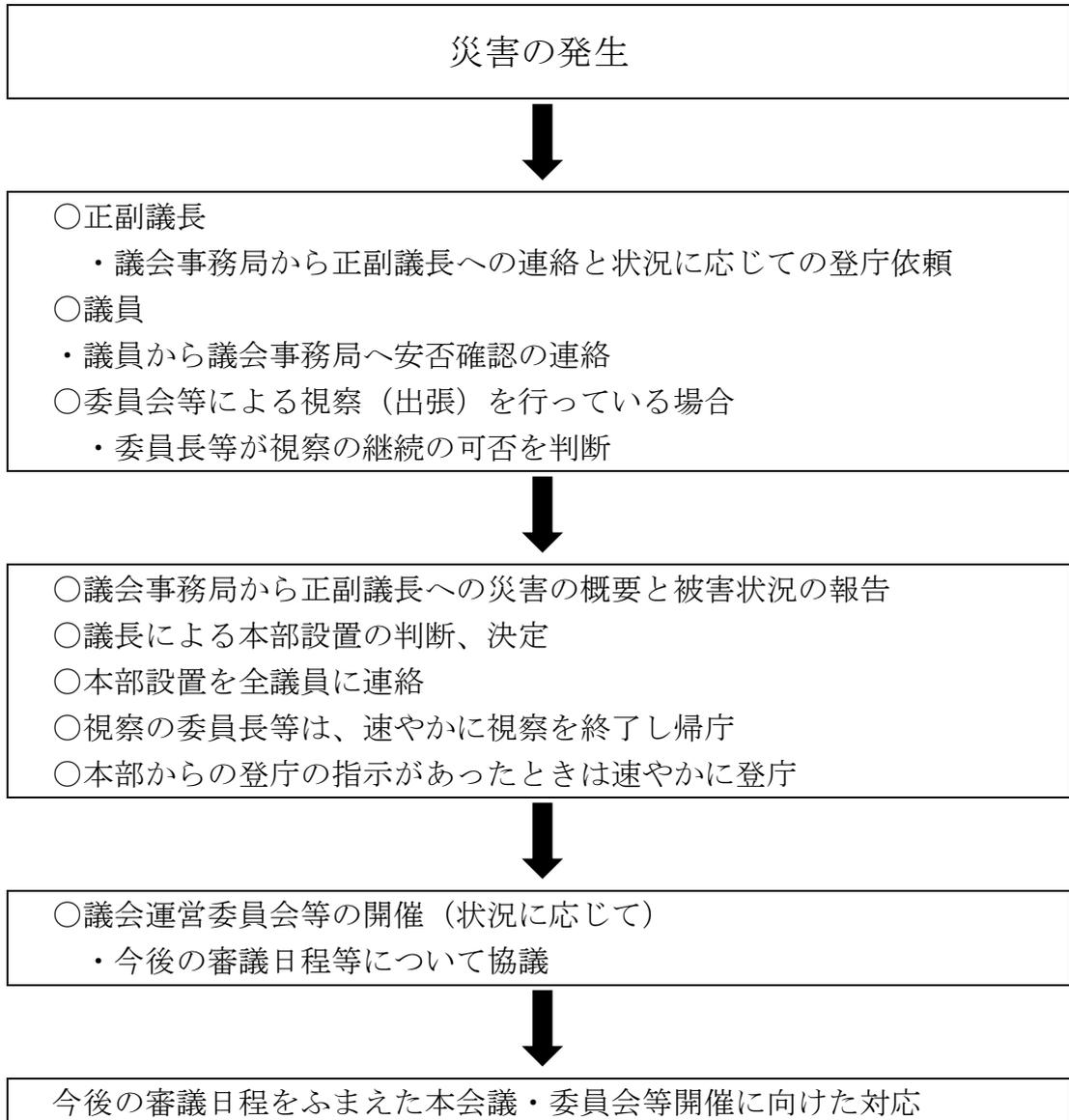
① 本会議



② 委員会



(2) 会期中の会議休会時または閉会中に発生した場合



9 その他の各種対応について

(1) 本宮市業務継続計画との整合性を図る。

(2) 研修及び訓練

議会 BCP の実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会 BCP をふまえた訓練を適宜実施するものとする。

(3) 議会 BCP の見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。